

北海道

未就学児を持つ保育士に  
対する保育料の一部貸付

貸付の手引き

平成29年7月

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

## <目 次>

● 事業概要	1
● 書類申請の流れ～申請から免除決定まで～	4
● 貸付決定から送金までの流れ	5
● 返還債務の履行猶予について	7
● 返還債務の一部減免について	8
● 返還免除までに必要な手続き	10
● よくある質問 (Q & A)	13
● 各種様式の記載例	15
● 様式集	30

# 事業概要

## 1 目的

本貸付事業は、未就学児を持つ保育士に対し、子どもの保育料の一部を貸付けることにより、保育士の確保を図ることを目的とします。

## 2 対象者

以下の①と②のいずれかの要件に該当し、保育士として週20時間以上の勤務をする者。

①未就学児を持つ保育士であって、以下に掲げる道内（札幌市を除く）の施設又は事業（以下「保育所等」という）に、4月1日以降、新たに勤務する（勤務している）者

- ・保育所
- ・「教育活動（預かり保育）」を常時実施している幼稚園
- ・「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
- ・認定こども園
- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・病児保育事業
- ・一時預かり事業
- ・離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ・認可外保育施設のうち、市町村における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行なっている施設
- ・企業主導型保育事業

②道内（札幌市を除く）の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、4月1日以降、産後休暇又は育児休暇から復帰する（復帰している）者

## 3 貸付内容

貸付額	未就学児の保育料の半額（月額27,000円を上限とする）
貸付期間	保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間
利子	無利子
連帯保証人	連帯保証人を1名立てなければならない（要件については13ページ参照）
交付方法	分割交付（原則として6ヶ月を限度として交付）

## 4 貸付申請・貸付決定

借受希望者は、必要書類を本会まで提出（5ページ参照）

提出書類をもって、本会にて書類審査を行い決定します。

## 5 貸付契約の解除及び貸付けの休止

次のいずれかに該当した場合、その日が属する月の翌月分以降の貸付契約を解除します。

また、借受者が疾病その他の理由により休職したときは貸付けを休止します。

①資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき

（退職したとき、心身の故障により勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき、死亡したとき等）

②借受者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

③借受者が正当な理由なく提出すべき届出、報告等を提出しないとき

## 6 貸付金の返還

借受者は、次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ①貸付契約が解除されたとき（上記5参照）
- ②道内（札幌市を除く）の保育所等において業務に従事する意思がなくなったとき
- ③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

返還期間	2年以内（貸付期間の2倍に相当する期間）
返還方法	月賦または半年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可能）
延滞利息	返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年5%の延滞利子を徴収

## 7 返還の免除

次に該当する場合は、貸付金の返還を免除することができます。

### 《全額免除》

- ①道内（札幌市を除く）の保育所等で**2年間引き続き当該業務に従事したとき**。  
※従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず札幌市又は道外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間として算入します。
- ②児童の保護等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### 《一部免除》

- ・道内（札幌市を除く）の保育所等で1年以上当該業務に従事したとき。

## 対象となる保育所等

	施設・事業	備考
保育所等	○保育所	・児童福祉法第7条
	○幼稚園のうち	・学校教育法第1条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設</li> <li>・認定こども園への移行を予定している施設</li> </ul>	
	○認定こども園	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第2条第6項
	○認可外保育施設のうち	・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの
	○企業主導型保育事業	
	○該当する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業</li> <li>・小規模保育事業</li> <li>・居宅訪問型保育事業</li> <li>・事業所内保育事業</li> <li>・病児保育事業</li> <li>・一時預かり事業</li> </ul>
○特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において特例保育を実施する施設	・子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	

# 書類提出の流れ～申請から免除決定まで～

## 申請(申込者⇒道社協)

- ①未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書(別記第1号様式)
- ②借受希望者及び連帯保証人の住民票(個人番号(マイナンバー)、住民票コード、備考の記載がないもの)
- ③保育士登録証の写
- ④子どもが保育所等に入所が決定したことが確認できる書類
- ⑤保育料の金額が確認できる書類
- ⑥雇用契約書の写(契約書を取り交わしていない場合は内定通知の写を提出いただき、後日雇用契約書の写しを提出ください)
- ⑦保育士として週20時間以上勤務することが確認できる書類

## 審査

## 貸付決定(道社協⇒借受者)

## 書類提出(借受者⇒道社協)

- ①未就学児を持つ保育士に対する保育料借用証書(別記第2号様式)
- ②借受者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- ③未就学児を持つ保育士に対する保育料口座振込指定書
- ④未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 業務従事等届(別記第6号様式)

## 資金送金(道社協⇒借受者)

## 保育士としての就労開始

### 貸付期間終了後

- ①未就学児を持つ保育士に対する保育料返還債務の履行猶予申請書(別記第11号様式)
- ②未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 業務従事等届(別記第6号様式)

### 2年未満で離職

- ①業務従事等届(別記第6号様式)
- ②未就学児を持つ保育士に対する保育料返還金減免申請書(別記第12号様式)  
※1年以上勤務し、減免を希望する場合

## 就労継続 2年

- ①未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 業務従事満了届(別記第7号様式)
- ②未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 業務従事等届(別記第6号様式)

## 返還免除決定

- ①未就学児を持つ保育士に対する保育料返還明細書(別記第9号様式)

道社協による承認

## 返還

## 貸付決定から送金までの流れ

### 1 貸付決定までの流れ

#### (1) 申請書類の提出（貸付申請）

次の申請書類・添付書類を取りまとめのうえ、本会まで郵送にてご提出ください。

(表 1)

	提出書類	留意事項
借 受 希 望 者	①申請書【別記第1号様式】	「認可年月日」は、就職先の施設に確認して下さい。
	②住民票	必ず個人番号（マイナンバー）・住民票コード・備考が省略されたもの。
	③保育士登録証の写	
	④子どもが保育所等に入所が決定したことが確認できる書類	
	⑤保育料の金額が確認できる書類	「子どもが保育所等に入所が決定したことが確認できる書類」で確認できる場合、省略可
	⑥雇用契約書の写	契約書が取り交わしていない場合は内定通知の写を提出いただき、後日雇用契約書を提出ください。
	⑦保育士として週20時間以上勤務することが確認できる書類	「雇用契約書の写」で確認できる場合、省略可
	⑧負債状況明細書	申請書の債務額の債務の有無に「あり」と○を付けている場合、提出が必要です。(任意様式)
連 帯 保 証 人	①住民票	必ずマイナンバー（個人番号）・住民票コード・備考が省略されたもの
	②生計状況が確認できる書類	源泉徴収票の写、課税証明書、所得証明書等
	③負債状況明細書	申請書の債務額の債務の有無に「あり」と○を付けている場合、提出が必要です。(任意様式)

#### (2) 書類審査

書類審査の結果を受けて、貸し付けを決定すべきと判断した方には、本会より貸付決定に係る通知書等を送付します。

## 2 貸付決定から送金までの流れ

### (1) 必要書類の提出

次の提出書類・添付書類を取りまとめのうえ、本会までご提出ください。

(表2)

	提出書類等	留意事項
借受希望者	①借用証書【別記第2号様式】	連帯保証人と連署し、各々印鑑登録証明書の印鑑で捺印してください。
	②収入印紙	借入金額に応じた収入印紙を借用書に添付してください。割印を必ず押してください。 [ ・～ 10万円以下： 200円 ・～ 50万円以下： 400円 ]
	③印鑑登録証明書	
	④口座振込指定書	
	⑤業務従事等届【別記第6号様式】	就職した施設の証明日及び施設長の捺印が必要です。
連帯保証人	①印鑑登録証明書	

### (2) 貸付金送金

送金に必要な書類を本会で受領した後、貸付金を指定口座へ送金します。

送金については、次のとおり予定しています。

#### 新規送金

送金方法
分割交付（原則として6ヵ月分を限度として交付）

#### 未交付送金

送金方法	送金時期	備考
分割交付	9月中旬（下半期分）	端数月分を初回送金し、その後に半期分を送金。最終的に端数月分を送金します。
	3月中旬（上半期分）	



## 返還の債務の履行猶予について

### 1 返還の債務の履行猶予

借受者が、次のいずれかに該当する場合、当該事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予することができます。

- (1) 道内（札幌市を除く）の保育所等において、引き続き児童の保護等の業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

返還の猶予を申請する際には、次の書類を提出ください。

#### 《提出書類》

提出書類	記入内容・留意事項等
業務従事等届 【別記第6号様式】	業務に従事していること（従事しなくなったこと）を確認する届です。 <b>証明日及び施設の捺印が必要です。</b>
返還債務の履行猶予申請書 【別記第11号様式】	①貸付期間が終了し、引き続き業務に従事している期間、貸付金の返還を猶予する申請書です。 ② <b>災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があり、返還債務の履行猶予の申請を行なうために提出が必要です。</b> （根拠書類添付）

## 返還免除の申請について

### 1 返還免除の申請

借受者が、道内（札幌市を除く）の保育所等において2年間当該業務に従事した場合、返還免除を申請することができます。

\*異動により借受者の意思によらず、勤務地が札幌市または道外になった場合は、当該業務従事期間として算入します。

返還免除を申請する際には、次の書類を提出ください。

#### 《提出書類》

提出書類	記入内容・留意事項等
業務従事等届 【別記第6号様式】	業務に従事していたことを確認するための届出です。 <b>証明日及び施設長の捺印が必要です。</b>
業務従事満了届 【別記第7号様式】	返還免除となる2年間、保育所等で業務に従事した期間を報告するための届出です。

## 返還債務の一部減免について

### 1 返還債務の一部減免

保育所等での業務従事期間が2年に達する前に、業務に就かないことが明らかな場合、貸付金は返還することになります。返還にあたり、1年以上業務に従事した場合には、返還債務の一部を減免することができます。

一部減免を申請する際には、次の書類を提出してください。

#### 《提出書類》

提出書類	記入内容・注意事項等
返還金減免申請書 【別記第12号様式】	下記の「2 減免金額計算方法」により、借受金額・返還額・減免申請額を記入します。 <b>※免除の可否は、本会より別途通知します。</b>
業務従事等届 【別記第6号様式】	勤務していた施設を退職し、業務に従事しなくなった届出です。 <b>施設の証明日及び捺印が必要</b> です。

#### 《免除決定の通知を受けた後、次の書類を提出ください》

提出書類	記入内容・注意事項等
返還明細書 【別記第9号様式】	退職日の翌月から開始し、本会会長が定める期間内に、一括・月賦・半年賦の均等割りで返還します。 返還期間は、貸付を受けた月数の2倍を基本に設定します。 <b>※返還計画（期間・金額等）については、本会会長の承認が必要になるため、別途通知します。</b>

### 2 減免金額計算方法

STEP 1) 下表の減免金額計算方法で減免金額を算出します。

減 免 金 額 計 算 方 法
$\text{減免金額} = \text{借受金額} \times \frac{\text{従事期間(月数)}}{24}$

STEP 2) 借受した額から上表で算出した減免金額を引きます。

$\text{返還金額} = \text{借受金額} - \text{減免金額}$
---

### 3 延滞利子について

貸付金の返還が生じ返還期限までに返還できなかった場合、返還期限の翌日から返還が完了した日までの日数に応じ、返還残額に対し年5%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

## 例

平成29年4月～平成30年3月までの1年分として324,000円を借りたが、平成30年6月に都合により退職。

- ▶借受期間：12か月（平成29年4月～平成30年3月までの12か月）
- ▶従事期間：15か月（平成29年4月～平成30年6月までの15か月）
- ▶借受金額：324,000円

STEP 1) 減免金額を算出します。

### 減 免 金 額 計 算 方 法

$$\text{減免金額} = \text{借受金額} \times \frac{\text{従事期間 (15か月)}}{24} = \underline{\underline{202,500\text{円}}}$$

(324,000円)

STEP 2) 借受した額から上記で算出した減免金額を引きます。

$$\text{返還金額} = \text{借受金額 (324,000円)} - \text{減免金額 (202,500円)} = \underline{\underline{121,500\text{円 (返還金額)}}}$$

## 返還免除までに必要な手続き

★変更があった場合は、その都度必ず提出してください★

★必要な様式や記入例は本手引に掲載しています★

### ●連帯保証人を追加するとき

提出書類	注意事項
連帯保証人契約書 【別記第3号様式の1】	記入例 19 ページ
新たに連帯保証人となる人の住民票（原本）	・コピー不可。原本を提出してください。
新たに連帯保証人となる人の印鑑登録証明書（原本）	・コピー不可。原本を提出してください。

### ●連帯保証人を変更するとき

提出書類	注意事項
連帯保証人変更届 【別記第3号様式の2】	記入例 20 ページ
新たに連帯保証人となる人の住民票（原本）	・コピー不可。原本を提出してください。
新たに連帯保証人となる人の印鑑登録証明書（原本）	・コピー不可。原本を提出してください。

### ●住所が変わったとき

提出書類	注意事項
住所（氏名）変更届 【別記第4号様式】	・変更事項を記入します。 記入例 21 ページ

### ●氏名が変わったとき

提出書類	注意事項
住所（氏名）変更届 【別記第4号様式】	・変更事項を記入します。 記入例 21 ページ
戸籍抄本（原本）	・コピー不可。原本を提出してください。

### ●貸付金を辞退するとき

提出書類	注意事項
辞退届 【別記第5号様式】	記入例 22 ページ

### ●業務従事期間が満了したとき

提出書類	注意事項
業務従事等届 【別記第6号様式】	・業務に従事していたことを確認するための届出です。 ・証明日及び施設長の捺印が必要です。 記入例 23 ページ
業務従事満了届 【別記第7号様式】	・従事した施設について記入します。 記入例 24 ページ

●業務上の事由により業務の継続ができなくなったとき

提出書類	注意事項
業務継続不能等届 【別記第 8 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の継続が出来なくなった具体的な理由及び医師の診断書等、その事実を確認できる書類を添付して提出します。</li> </ul> <b>記入例 25 ページ</b>

●異動になったとき ※同じ施設または法人内であっても、異動になった場合には必ず届出します。

提出書類	注意事項
業務従事等届 【別記第 6 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動前の施設において業務に従事しなくなった届出です。</li> <li>・従事しなくなった理由は、「異動」とします。</li> <li>・証明日及び施設長の捺印が必要です。</li> </ul> <b>記入例 23 ページ</b>
業務従事等届 【別記第 6 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動先施設において業務に従事した届出です。</li> <li>・証明日及び異動先施設の捺印が必要です。</li> <li>・証明日及び施設長の捺印が必要です。</li> </ul> <b>記入例 23 ページ</b>

●休職するとき

提出書類	注意事項
業務従事等届 【別記第 6 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休職により業務に従事しなくなった届出です。</li> <li>・従事しなくなった理由は、休職理由を記入します。</li> <li>・証明日及び施設長の捺印が必要です。</li> </ul> <b>記入例 23 ページ</b>
返還債務の履行猶予申請書 【別記第 11 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請理由は、休職理由を記入してください。</li> <li>・猶予期間は休職日から1年以内です。 1年を経過しても復職できなかった場合は返還となります。</li> </ul> <b>記入例 28 ページ</b>

※休職期間中は、業務従事期間に算入されません。

※未交付の貸付金がある場合、復職まで貸付金の送金を停止します。

●復職するとき

提出書類	注意事項
業務従事等届 【別記第 6 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復職により業務に従事した届出です。</li> <li>・証明日及び施設長の捺印が必要です。</li> </ul> <b>記入例 23 ページ</b>
返還債務の履行猶予申請書 【別記第 11 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に従事している期間、貸付金の返還を猶予する申請書です。</li> </ul> <b>記入例 28 ページ</b>

●退職したとき

・転職先が決まっている場合

提出書類	注意事項
業務従事等届 【別記第 6 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職した施設において業務に従事しなくなった届出です。</li> <li>・証明日及び施設長の捺印が必要です。</li> </ul> <b>記入例 23 ページ</b>
業務従事等届 【別記第 6 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転職した施設において業務に従事した届出です。</li> <li>・証明日及び施設長の捺印が必要です。</li> </ul> <b>記入例 23 ページ</b>
返還債務の履行猶予申請書 【別記第 11 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に従事している期間、貸付金の返還を猶予する申請書です。</li> </ul> <b>記入例 28 ページ</b>

・ 転職先が決まっていない場合

提出書類	注意事項
業務従事等届 【別記第 6 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職した施設において業務に従事しなくなった届出です。</li> <li>証明日及び施設長の捺印が必要です。</li> </ul> <b>記入例 23 ページ</b>
返還債務の履行猶予申請書 【別記第 11 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請理由は、「就職活動のため」と記入します。</li> <li>就職活動期間は退職日の翌日から1年間とします。 1年を経過しても再就職できなかった場合は返還となります。</li> </ul> <b>記入例 28 ページ</b>

・ 再就職したとき

提出書類	注意事項
業務従事等届 【別記第 6 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に従事した届出です。</li> <li>証明日及び施設長の捺印が必要です。</li> </ul> <b>記入例 23 ページ</b>
返還債務の履行猶予申請書 【別記第 11 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に従事している期間、貸付金の返還を猶予する申請書です。</li> </ul> <b>記入例 28 ページ</b>

・ 今後、保育所等において業務に従事する意思がない場合（返還）

提出書類	注意事項
業務従事等届 【別記第 6 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職した施設において業務に従事しなくなった届出です。</li> <li>証明日及び施設長の捺印が必要です。</li> </ul> <b>記入例 23 ページ</b>
返還金減免申請書 【別記第 12 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上の期間業務に従事した場合は、返還額を一部免除申請することができます。減免の計算方法は、本手引 8～9 ページを参照してください。</li> </ul> <b>記入例 29 ページ</b>
返還明細書【別記第 9 号様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>返還期間は、貸付を受けた月数の2倍の期間以内とします。</li> </ul> <b>記入例 26 ページ</b>

● 返還方法を変更するとき

提出書類	注意事項
返還方法変更申請書 【別記第 10 号様式】	<b>記入例 27 ページ</b>

※不明な点がございましたら、北海道社会福祉協議会へ連絡ください。（☎011-241-3981 生活支援課直通）

## よくある質問（Q&A）

### 質問 1

**連帯保証人の要件はありますか。**

連帯保証人は、返還能力（一定の収入、資産等）がある道内在住の成年者である必要があります。ただし、破産手続き開始決定その他の事情により連帯保証人として適正を失っている場合など、連帯保証人が著しく債務負担能力に欠けると判断したときは、別途連帯保証人を立てていただくことがあります。

### 質問 2

**連帯保証人の生計状況が確認できる書類として、どのような書類を提出すればよいですか。**

源泉徴収票のコピー、課税証明書、所得証明書等を提出してください。

### 質問 3

**貸付期間中に休職した場合、復職した月から貸付が再開されるのでしょうか。**

休職となった月の分として既に貸付けされた資金があるときは、その資金は、借受者が復職した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなします。

### 質問 4

**猶予対象・免除対象施設であるかは、どのように確認できますか。**

本手引 3 ページをご覧ください。

なお、指定施設であっても該当しない業務がありますので、ご注意ください。対象施設及び業務であるか確認したい場合には、「法人名・施設名・住所・職種・業務内容」をご確認の上、お問い合わせください。

### 質問 5

**従事していた施設を退職しました。  
次の就職先はまだ決まっていますが、どのような手続が必要ですか。**

本手引 12 ページを参照し、必要書類の提出をお願いします。

従事していた施設を退職した場合、退職した翌日から1年間は返還猶予期間とします。1年以内に再就職しなかった場合は返還となります。ただし、当該中断の期間は業務従事期間には算入しません。

### 質問 6

**従事している施設を休職することになりました。休職期間は従事している期間となりますか。**

育児休暇や傷病による休職期間は、業務従事期間となりません。実際に業務に従事していない期間は中断期間となります。1年以内に復職しなかった場合は返還となります。

### 質問 7

**これまで従事していた施設を退職した月と同じ月に現在従事している施設に転職しました。同じ月内に転職した場合、従事期間はどのように考えれば良いですか。**

業務従事期間は、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までの月数を算入します。ただし、業務に従事しなくなった日の属する月において再び業務に従事することとなったときは、その月を1箇月として算入するものとします。

### 質問 8

**従事している法人内で異動がありました。手続きの必要はありますか。**

本手引 11 ページを参照し、必要書類の提出をお願いします。

なお、業務従事等届（第6号様式）は、異動前の施設において従事しなくなった旨の届出と異動先施設において従事した旨の届出の2枚が必要となりますので、ご注意ください。

また、異動により借受者の意思によらず、勤務地が札幌市または道外になった場合は、当該業務従事期間として算入します。

### 質問 9

**返還が生じた場合、繰り上げ返還は認められますか。**

繰り上げて返還することは可能です。



## ＜未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付様式記載例＞

貸付申請時	別記第 1 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書
貸付決定時	別記第 2 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料借用証書
変更事項が生じた時	別記第 3 号様式の 1 別記第 3 号様式の 2 別記第 4 号様式 別記第 5 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料連帯保証人契約書 未就学児を持つ保育士に対する保育料連帯保証人変更届 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付氏名（住所）変更届 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付辞退届
業務従事報告関係	別記第 6 号様式 別記第 7 号様式 別記第 8 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付業務従事等届 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付業務従事満了届 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付業務継続不能等届
返還関係	別記第 9 号様式 別記第 10 号様式 別記第 11 号様式 別記第 12 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料返還明細書 未就学児を持つ保育士に対する保育料還方法変更申請書 未就学児を持つ保育士に対する保育料返還債務の履行猶予申請書 未就学児を持つ保育士に対する保育料返還金減免申請書

別記第1号様式（第1関係）

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

北海道内（札幌市を除く。）において保育士として業務に従事することを目的に保育料の貸付けを次のとおり申請します。

借 受 希 望 者	フリガナ	ホッカイ ハナコ		生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）
	氏名	北海 花子 ㊟			
	連絡先	〒047-〇〇〇〇 小樽市〇〇町〇丁目〇番地			自宅 0134-〇〇-〇〇〇〇 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
	債務額	なし ・あり	※ありの場合は、借入先・借入額・借入目的・借入開始日・残額・月々の返済額・滞納額を明記した書類を作成し、申込時に併せて提出して下さい。		
連 帯 保 証 人	フリガナ	ホッカイ タロウ		生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）
	氏名	北海 太郎 ㊟			
	連絡先	〒060-〇〇〇〇 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地			自宅 011-〇〇〇-〇〇〇〇 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
	債務額	なし ・あり	※ありの場合は、借入先・借入額・借入目的・借入開始日・残額・月々の返済額・滞納額を明記した書類を作成し、申込時に併せて提出して下さい。		
就 職 施 設	フリガナ	〇〇ホイクエン			
	名称	〇〇保育園			
	認可年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日			
	所在地	〒047-〇〇〇〇 小樽市〇〇町〇丁目〇番地			電話 0134-〇〇-〇〇〇〇
借受希望理由	※具体的に記入してください。				
借受希望期間・金額	平成〇〇年4月 から (月額 27,000円) 平成〇〇年3月 まで 12箇月分 計 324,000円				

## 未就学児を持つ保育士に対する保育料借用証書

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

本会にて記入

借用金額	<b>324,000円</b>	
内訳	月額	借用期間 <b>平成〇〇年4月</b> から <b>平成〇〇年3月</b> までの <b>12箇月</b>

未就学児を持つ保育士に対する保育料として上記金額を借用いたしました。

については、保育士確保対策事業実施要綱及び保育士確保対策事業運営要領、本借用証書記載の厳守事項を誠実に守り、貴会の指示に従って、相違なく返還いたします。

※住所・氏名は住民票・印鑑登録証明書等に記載されている正式なものを記入してください。

本会にて記入

年 月 日

借受者

住 所

小樽市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名

北海 花子

㊞

上記について借受者と連帯して期日までに相違なく返

※印鑑登録証明書と同一印で押印してください。

連帯保証人

住 所

札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地

氏 名

北海 太郎

㊞

※借入金額に応じて収入印紙を貼り付け、借入者の割印を押してください。

《必要な収入印紙》

1万～10万円以下： 200円  
10万～50万円以下： 400円

本会にて記入

収入印紙  
貼付 割印

貸付コード		借受者氏名	
-------	--	-------	--

## 【厳守事項】

借受者及び連帯保証人は次の事項を厳守しなければならない。

- 1 定められた返還方法により、返還すべき日までに返還金を本会へ支払わなければならない。
- 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付実施細則に基づき、本会へ届出を必要とする事実が発生した場合は、速やかに所定様式によって届出を行わなければならない。
- 3 本会は借受者または連帯保証人が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの契約を解除するものとする。
  - (1) 退職したとき。
  - (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
  - (3) 死亡したとき。
  - (4) 虚偽の申請その他不正な手段により未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを受けたとき。
  - (5) 本会が借受者または連帯保証人の破産手続開始等により適正な債権管理ができないと判断したとき。
  - (6) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
  - (7) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付実施細則により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないとき。
- 4 借受者または連帯保証人が返還金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5%の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 5 本会と借受者または連帯保証人との間で調停または訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

## 未就学児を持つ保育士に対する保育料連帯保証人契約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

私は下記の保育料の返済について連帯保証します。

記

1. 借受者氏名 **北海 花子**

(住所: **小樽市〇〇町〇丁目〇番地**)

(生年月日: **平成〇〇年〇〇月〇〇日**)

2. 借用金額 **324,000円**

3. 返還残額 元 金 **324,000円**  
延滞利子 **0円**

(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

※住所・氏名は住民票・印鑑登録証明書等に記載されている正式なものを記入してください。

※印鑑登録証明書と同一印で押印してください。

住 所 **江別市〇〇町〇丁目〇番地**

氏 名 **北海 次郎**

印

生年月日 **昭和〇〇年〇〇月〇〇日**

借受者との関係 **叔父**

※本契約書を提出する際は、住民票及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

別記第3号様式の2（第3関係）

未就学児を持つ保育士に対する保育料連帯保証人変更届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒047-〇〇〇〇

※住所・氏名は住民票・印鑑登録証明書等に記載されている正式なものを記入してください。

借受者 住所 小樽市〇〇町〇丁目〇番地  
氏名 北海 花子  
(電話番号 0134-〇〇-〇〇〇〇)  
生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日生

㊞

次のとおり連帯保証人を変更したいので届け出ます。

新たな連帯保証人	本籍	江別市〇〇町〇丁目〇番地
	住所	〒067-〇〇〇〇 江別市〇〇町〇丁目〇番地 (電話番号 011-〇〇〇-〇〇〇〇)
	氏名	北海 次郎
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
	職業	※具体的に記入してください。
	借受者との関係	叔父
従前の連帯保証人	本籍	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地
	住所	〒060-〇〇〇〇 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地 (電話番号 011-〇〇〇-〇〇〇〇)
	氏名	北海 太郎
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
	職業	※具体的に記入してください。
	借受者との関係	父親
変更の理由		※具体的に記入してください。

上記借受者に係る保育士確保対策事業実施要綱の規定により貸付された保育料について、一切の債務を連帯して保証します。

※印鑑登録証明書と同一印で押印してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

連帯保証人氏名 北海 次郎 ㊞

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

氏名  (住所) 変更届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒047-□□□□

借受者 住 所 小樽市□□町□丁目□番地

(電話番号 0134-〇〇-〇〇〇〇)

ふりがな 氏 名 北海 花子

次のとおり借受者  (連帯保証人) の氏名  (住所) を変更したので届け出ます。

変更前 氏 名  (住所) 〒047-〇〇〇〇  
小樽市〇〇町〇丁目〇番地

変更後 氏 名  (住所) 〒047-□□□□  
小樽市□□町□丁目□番地

※変更した内容のみ記入してください。  
※変更事項に○をつけてください。  
両方とも変更の場合は、両方に○をつけてください。  
※氏名変更の際は、戸籍抄本の添付が必要です。

注 氏名の変更に係る場合は、戸籍抄本を添付すること。

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

辞 退 届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

保育料の貸付の決定を受けた者

住 所 小樽市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 北海 花子 ㊦

次のとおり保育士確保対策事業実施要綱による未就学児を持つ保育士に対する  
保育料の貸付を辞退したいので、届け出ます。

1 辞退する時期 平成〇〇年〇〇月〇〇日

貸付決定金額 **324,000**円

貸付決定期間 平成〇〇年**4**月〇〇日 から 平成〇〇年**3**月〇〇日まで

(**12**箇月分)

2 辞退理由

※辞退する理由を具体的に記入してください。



# 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 業務従事等届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借受者 住 所 〒047-〇〇〇〇  
氏 名 小樽市〇〇町〇丁目〇番地  
（電話番号 北海 花子  
0134-〇〇-〇〇〇〇）  
生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日生

※届出の該当項目に〇をつけてください。

次のとおり児童の保護等の業務に**従事した**（従事しなくなった）ので届け出ます。

1 **従事した**（従事しなくなった）年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 **従事した**（従事しなくなった）施設名及び業務内容

施設名 〇〇保育園  
所在地 小樽市〇〇町〇丁目〇番地  
職 種 保育士

施設名は事業所名を記入。法人名のみ  
の記入は不可です。

3 従事しなくなった理由（従事しなくなったときのみ記入）

※従事しなくなった場合は、その理由を具体的に記入してください。

※業務に従事した場合は、従事先施設長の証明  
が必要です。

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

施設長 保田 道子



注 施設の長の証明をもらうこと。

**未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付  
業務従事満了届**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒047-〇〇〇〇  
借受者 住 所 **小樽市〇〇町〇丁目〇番地**  
氏 名 **北海 花子**  
(電話番号 **0134-〇〇-〇〇〇〇**)  
生年月日 **平成〇〇年〇〇月〇〇日生**

保育料の返還の債務の免除を受けることのできる期間、保育士として児童の保護等の業務に従事したので届け出ます。

施 設 名	住 所	児童の保護等の業務に従事した期間
〇〇保育園	小樽市〇〇町〇丁目〇番地	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付  
業務継続不能等届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

届出義務者 住 所 〒047-〇〇〇〇  
氏 名 小樽市〇〇町〇丁目〇番地  
(電話番号 0134-〇〇-〇〇〇〇) 北海 花子 ㊟

次のとおり保育料借受者が保育士確保対策事業実施要綱第8の(3)②に該当したので、届け出ます。

1 借受者

氏名 北海 花子 (生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

住所 小樽市〇〇町〇丁目〇番地

2 該当した年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 原因

**業務上の事故により〇〇となり、保育士として業務に従事できなくなったため。**

※具体的な理由を記入してください。  
※医師の診断書等、その事実を確認できる書類を添付してください。

注 児童の保護等の業務に従事している期間中に、当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったときは、その事実を確認できる書類を添付すること。

## 未就学児を持つ保育士に対する保育料返還明細書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒047-〇〇〇〇  
 借受者 住 所 小樽市〇〇町〇丁目〇番地  
 氏 名 北海 花子 ㊞  
 （電話番号 0134-〇〇-〇〇〇〇）  
 生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日生

次のとおり保育料を返還したいので、次のとおり提出します。

借用金額	平成〇〇年 <b>4</b> 月〇〇日から 月額 <b>27,000</b> 円 平成〇〇年 <b>3</b> 月〇〇日まで <b>12</b> 箇月分 計 <b>324,000</b> 円
返還期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで <div style="float: right; margin-top: 10px;">                     〇年〇〇月間                 </div>
1回の 払込金額	<b>1回目:〇,〇〇〇円</b> <b>2回目~24回目:〇,〇〇〇円</b>
備 考	

返還開始月は返還する事由が生じた日の属する翌月からとなります。

# 未就学児を持つ保育士に対する保育料返還方法変更申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借受者 住所 丁目番地 氏名 電話番号 生年月日

〒047-〇〇〇〇  
**小樽市〇〇町〇丁目〇番地**  
**北海 花子** ㊟  
**0134-〇〇-〇〇〇〇**  
 平成〇〇年〇〇月〇〇日生

次のとおり保育料の返還方法を変更したいので、申請します。

未返還額 金 〇〇〇, 〇〇〇円

返 還 期 間	新	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 〇年〇〇月間 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
	旧	平成□□年□□月□□日から □年□□月間 平成□□年□□月□□日まで
1 回 の 払 込 金 額	新	<b>1回目:〇, 〇〇〇円</b> <b>2回目~24回目:〇, 〇〇〇円</b>
	旧	<b>1回目:□, □□□円</b> <b>2回目~12回目:□, □□□円</b>
変 更 の 理 由		※具体的に記入してください。

# 未就学児を持つ保育士に対する保育料

## 返還債務の履行猶予申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借受者 住 所 〒047-〇〇〇〇  
氏 名 小樽市〇〇町〇丁目〇番地  
(電話番号) 北海 花子 ①  
生年月日 0134-〇〇-〇〇〇〇〇  
平成〇〇年〇〇月〇〇日生

次のとおり保育士確保対策事業実施要綱第10の規定による返還の債務の履行の猶予を、関係書類を添えて申請します。

1 未返還額 金 324,000円

2 猶予期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から  
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

3 申請の理由  
免除対象施設で保育士として従事しているため

※猶予を申請する理由を記入してください。

4 添付書類（申請の理由を確認できる書類）

業務従事等届（第6号様式）

※上記3の理由に応じた書類を添付します。

# 未就学児を持つ保育士に対する保育料

## 返還金減免申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借受者 住所 氏名 電話番号 生年月日  
〒047-〇〇〇〇  
小樽市〇〇町〇丁目〇番地  
北海 花子  
0134-〇〇-〇〇〇〇  
平成〇〇年〇〇月〇〇日生

次のとおり保育士確保対策事業実施要綱第11の規定による返還金の減免を、関係書類を添えて申請します。

- 借受者氏名 北海 花子
- 借入金額 324,000円
- 返還額 121,500円
- 減免申請額 202,500円

減免金額の計算方法は、8～9ページを参照してください。

5 申請の理由

保育士として、15ヶ月間業務に従事したため

※具体的な理由を記入してください。

6 添付書類（申請理由を確認できる書類）

業務従事等届（第6号様式）

※上記5の理由に応じた書類を添付してください。

## ＜未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付様式集＞

貸付申請時	別記第 1 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書
貸付決定時	別記第 2 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料借用証書
変更事項が生じた時	別記第 3 号様式の 1 別記第 3 号様式の 2 別記第 4 号様式 別記第 5 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料連帯保証人契約書 未就学児を持つ保育士に対する保育料連帯保証人変更届 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付氏名（住所）変更届 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付辞退届
業務従事報告関係	別記第 6 号様式 別記第 7 号様式 別記第 8 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付業務従事等届 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付業務従事満了届 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付業務継続不能等届
返還関係	別記第 9 号様式 別記第 10 号様式 別記第 11 号様式 別記第 12 号様式	未就学児を持つ保育士に対する保育料返還明細書 未就学児を持つ保育士に対する保育料還方法変更申請書 未就学児を持つ保育士に対する保育料返還債務の履行猶予申請書 未就学児を持つ保育士に対する保育料返還金減免申請書

**各様式はコピーしてご利用ください**



別記第1号様式（第1関係）

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

北海道内（札幌市を除く。）において保育士として業務に従事することを目的に保育料の貸付けを次のとおり申請します。

借 受 希 望 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	氏名	㊟			
	連絡先	〒 —		自宅	— —
	債務額	・なし ・あり	※ありの場合は、借入先・借入額・借入目的・借入開始日・残額・月々の返済額・滞納額を明記した書類を作成し、申込時に併せて提出して下さい。		
連 帯 保 証 人	フリガナ		生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	氏名	㊟		借受希望者との関係	
	連絡先	〒 —		自宅	— —
	債務額	・なし ・あり	※ありの場合は、借入先・借入額・借入目的・借入開始日・残額・月々の返済額・滞納額を明記した書類を作成し、申込時に併せて提出して下さい。		
就 職 施 設	フリガナ				
	名称				
	認可年月日				
	所在地	〒 —		電話	— —
借受希望理由					
借受希望 期間・金額	年 月 から		(月額		円)
	年 月 まで		箇月分 計		円

## 未就学児を持つ保育士に対する保育料借用証書

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借用金額		円			
内 訳	月額	借用期間	年 月 から	年 月 までの	箇月

未就学児を持つ保育士に対する保育料として上記金額を借用いたしました。

については、保育士確保対策事業実施要綱及び保育士確保対策事業運営要領、本借用証書記載の厳守事項を誠実に守り、貴会の指示に従って、相違なく返還いたします。

年 月 日

借 受 者

住 所

氏 名

㊟

上記について借受者と連帯して期日までに相違なく返還いたします。

連帯保証人

住 所

氏 名

㊟

貸付コード		借受者氏名	
-------	--	-------	--

## 【厳守事項】

借受者及び連帯保証人は次の事項を厳守しなければならない。

- 1 定められた返還方法により、返還すべき日までに返還金を本会へ支払わなければならない。
- 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付実施細則に基づき、本会へ届出を必要とする事実が発生した場合は、速やかに所定様式によって届出を行わなければならない。
- 3 本会は借受者または連帯保証人が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの契約を解除するものとする。
  - (1) 退職したとき。
  - (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
  - (3) 死亡したとき。
  - (4) 虚偽の申請その他不正な手段により未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを受けたとき。
  - (5) 本会が借受者または連帯保証人の破産手続開始等により適正な債権管理ができないと判断したとき。
  - (6) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
  - (7) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付実施細則により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないとき。
- 4 借受者または連帯保証人が返還金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5%の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 5 本会と借受者または連帯保証人との間で調停または訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

## 未就学児を持つ保育士に対する保育料連帯保証人契約書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

私は下記の保育料の返済について連帯保証します。

### 記

1. 借受者氏名

(住所: )  
(生年月日: 年 月 日)

2. 借用金額 円

3. 返還残額 元 金 円  
延滞利子 円  
( 年 月 日現在)

住 所

氏 名 印

生年月日 年 月 日

借受者との関係

※本契約書を提出する際は、住民票及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

未就学児を持つ保育士に対する保育料連帯保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒  
借受者 住 所  
氏 名 (印)  
(電話番号  
生年月日 年 月 日生

次のとおり連帯保証人を変更したいので届け出ます。

新たな連帯保証人	本 籍	
	住 所	〒 (電話番号 )
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
	職 業	
	借受者との関係	
従前の連帯保証人	本 籍	
	住 所	〒 (電話番号 )
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
	職 業	
	借受者との関係	
変 更 の 理 由		

上記借受者に係る保育士確保対策事業実施要綱の規定により貸付された保育料について、一切の債務を連帯して保証します。

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

連帯保証人氏名 (印)

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

氏名（住所）変更届

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒

借受者 住 所

（電話番号 — — ）

ふりがな  
氏 名

次のとおり借受者（連帯保証人）の氏名（住所）を変更したので届け出ます。

〒

変更前 氏 名（住所）

〒

変更後 氏 名（住所）

注 氏名の変更に係る場合は、戸籍抄本を添付すること。

# 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

## 辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

保育料の貸付の決定を受けた者

住 所

氏 名 ㊟

次のとおり保育士確保対策事業実施要綱による未就学児を持つ保育士に対する  
保育料の貸付を辞退したいので、届け出ます。

1 辞退する時期 年 月 日

貸付決定金額	円
貸付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 箇月分)

2 辞退理由

# 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

## 業務従事等届

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借受者 住 所  
氏 名  
(電話番号 — — )  
生年月日 年 月 日生

次のとおり児童の保護等の業務に従事した（従事しなくなった）ので届け出ます。

1 従事した（従事しなくなった）年月日

年 月 日

2 従事した（従事しなくなった）施設名及び業務内容

施設名

所在地

職 種

3 従事しなくなった理由（従事しなくなったときのみ記入）

\* 業務に従事した場合

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

施設長



注 従事届書として使用するときは、従事した施設の長の証明をもらうこと。





# 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

## 業務継続不能等届

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

届出義務者 住 所  
氏 名  
(電話番号 — — )

次のとおり保育料借受者が保育士確保対策事業実施要綱第8の(3)②に該当したので、届け出ます。

1 借受者

氏名 (生年月日 年 月 日)

住所

2 該当した年月日

年 月 日

3 原因

注 児童の保護等の業務に従事している期間中に、当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったときは、その事実を確認できる書類を添付すること。

## 未就学児を持つ保育士に対する保育料返還明細書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借受者 住 所 名  
氏 名 ④  
(電話番号 ー ー )  
生年月日 年 月 日生

次のとおり保育料を返還したいので、次のとおり提出します。

借用金額	年 月 日から 年 月 日まで	月額 箇月分 計	円 円
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	
1回の 払込金額			
備 考			

# 未就学児を持つ保育士に対する保育料返還方法変更申請書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借受者 住 所 名 氏 名 (電話番号 〇 ) 生年月日 年 月 日生

次のとおり保育料の返還方法を変更したいので、申請します。

未 返 還 額 金 円

返 還 期 間	新	年 月 日から 年 月 月間 年 月 日まで
	旧	年 月 日から 年 月 月間 年 月 日まで
1 回 の 払 込 金 額	新	
	旧	
変 更 の 理 由		

# 未就学児を持つ保育士に対する保育料

## 返還債務の履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒  
借受者 住 所  
氏 名  
(電話番号 — — )  
生年月日 年 月 日生

次のとおり保育士確保対策事業実施要綱第10の規定による返還の債務の履行の猶予を、関係書類を添えて申請します。

- 1 未返還額 金 円
- 2 猶予期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 3 申請の理由
- 4 添付書類（申請の理由を確認できる書類）

# 未就学児を持つ保育士に対する保育料

## 返還金減免申請書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

〒  
借受者 住 所  
氏 名  
(電話番号 ー ー )  
生年月日 年 月 日生

次のとおり保育士確保対策事業実施要綱第11の規定による返還金の減免を、関係書類を添えて申請します。

1 借 受 者 氏 名

2 借 用 金 額 円

3 返 還 額 円

4 減 免 申 請 額 円

5 申 請 の 理 由

6 添 付 書 類 (申請理由を確認できる書類)

**北海道**  
**未就学児を持つ保育士に対する**  
**保育料の一部貸付**  
**貸付の手引き**

【平成 29 年 7 月発行】

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 (かでの 2・7 3階)

北海道社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課

電話 011-241-3981 011-241-3765

ホームページ : [www.dosyakyo.or.jp](http://www.dosyakyo.or.jp)